

四国の てっぺん ラリー 2006

J A F 公認：準国内競技
公認番号：2006-7005
開催日：2006年4月15日(土)
主催：DCR(ドライバーズ・クラブ・ルーキー)
後援：高知県土佐郡大川村
協力：高知県吾川郡いの町



2006年JMRC中国・四国ラリーシリーズ第1戦 特別規則書 四国のてっぺんDCRラリー2006 in 嶺北

伊野町 吾北村 本川村 が合併して INO TOWN
平成16年
10月01日 いの町が誕生しました!!
<http://www.town.ino.kochi.jp/>

DCRホームページ
<http://www9.plala.or.jp/yamamoto-dcr/>

JMRC四国ホームページ
<http://www.jmrc-shikoku.gr.jp/>

大川村ホームページ
<http://www.vill.okawa.kochi.jp/>

いの町ホームページ
<http://www.town.ino.kochi.jp/>

白滝の里ホームページ
<http://sirataki.or.jp/>



公示 本競技会は日本自動車連盟(JAF)公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則及びその付則、並びにそれに準拠したJAF国内競技規則及びその付則、JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定、並びに本規則に従って、JAF公認準国内競技として開催する。

本競技会は交通法規の遵守と安全運転を基本理念として、スポーツマンシップに基づく交通道徳の涵養及び運転技術の習得を目的とし、特に初・中級者を対象に企画されたものである。

第1条 競技会の名称及び格式

2006年JMRC中国・四国ラリーシリーズ第1戦
四国のてっぺんDCRラリー2006 in 嶺北
JAF公認 準国内競技 初・中級向け

第2条 競技種目

四輪自動車によるリライアビリティラン・ラリー

第3条 開催日程

2006年4月15日(土)

第4条 オーガナイザー及び大会事務局

1. オーガナイザー：ドライバーズ・クラブ・ルーキー(D.C.R.) 代表者 山本 貢
2. 大会事務局：〒791-8022
愛媛県松山市美沢2丁目5番33号 山本自動車工業(株)内 山本 貢
TEL：089-924-0220 E-Mail：mitsugu@netcruise.co.jp
FAX：089-924-0299

第5条 大会役員

大会会長：合田 司郎(大川村長) 組織委員長：大西 周(DCR)
組織委員：竹下 俊博(MAC)

第6条 競技役員

審査委員長：山本 博文 コース委員長：岡田 征伸(DCR)
審査委員：渡部 竜二 計時委員長：池田 茂(DCR)
競技長：田口 義晃(DCR) 技術委員長：西森 啓祐(DCR)
副競技長：仙波 洋司(DCR) 救急委員長：松村 厚(DCR)
事務局長：山本 貢(DCR) 医師団長：朝雲 学人(DCR・外科)

第7条 コース

高知県内約120Km、最長30Kmのタイムトライアル区間を含む。詳細はルートブックで示す。

第8条 集合場所及びタイムスケジュール

1. 集合場所：高知県土佐郡大川村朝谷26 白滝の里
2. 受付：4月15日(土)午前7時00分～午前8時00分
3. 車両検査：4月15日(土)午前7時00分～午前8時30分
4. ドライバーズ・ブリーフィング：4月15日(土)午前9時00分～午前9時30分
5. スタート：4月15日(土)午前10時01分～
6. サービス開始予定：4月15日(土)午後1時頃
7. ゴール予定：4月15日(土)午後4時頃
8. 表彰式予定：4月15日(土)午後6時頃～ 於：『白滝の里』

第9条 参加資格

1. 1台の車両に乗車する定員は正・副ドライバーの2名とし、両名共に参加申込締切時点、及び本競技会開催中に該当車両を運転できる運転免許証を所持していなければならない。
2. 正・副ドライバーは、競技会に有効なJAF発行の競技運転者許可証国内B級以上を所持していなければならない。
3. 参加申込者と正・副ドライバーが異なる場合、参加申込者は競技会に有効なJAF発行の競技参加者許可証を所持していなければならない。
4. 参加申込者と正・副ドライバーが異なる場合、競技中の参加者の責任及び義務に関して、正ドライバーがその責任を負うものとする。

第10条 参加車両・部門・クラス・参加台数

- 参加車両は、2006年度JAF国内競技車両規則第2編(ラリー車両規定)及び2006年度JMR C中国・四国ラリー車両規定に従った車両とし、次の条件を満たさなければならない。
 - 正規の自動車登録番号標が交付されており、自動車検査証、自動車賠償責任保険証、及びラリー競技に有効な自動車保険証券を携帯する事。
 - エアクリナー・マフラーは、ノーマルを装着する事。
 - 国内競技車両規則第2編に従った4点式以上の安全ベルトを追加装着する事。
(乗員人数分の装着を義務付ける)
 - 国内競技車両規則第2編に従った消火装置を搭載する事。
 - ロールバーの装着を義務づける。
 - エアバッグの取外しは自由。(運転席・助手席・サイドを問わず)
 - A B Sは、電氣的にその機能を制限する事のみ許される。(例:ヒューズを抜く等)
A B Sに係わる補機類、配管類、配線類の取外しは不可。
(3)(4)項の装着は、国内競技車両規則に従った方法で行う事。
(6)(7)項の変更は、参加者の責任において行うものとし、オーガナイザー等は、変更する事で起きうる事態に一切の責任を負わない。
- 本競技会の部門、クラス区分は次の通り。(排気量は過給換算後の数値)
 - チャンピオン部門
A クラス: 1400cc以下の車両
B クラス: 1400ccを超え3000cc以下の車両
C クラス: 3000ccを超える車両
 - フレッシュマン部門
F Aクラス: 1400cc以下の車両
F Bクラス: 1400ccを超え3000cc以下の車両
F Cクラス: 3000ccを超える車両
- 本競技会の参加台数を、各部門あわせて60台以内とする。

第11条 タイヤの制限

- 使用タイヤを、ラリー用(マッド&スノー)タイプに制限する。
- タイヤサイズは、道路運送車両法に適合するサイズである事。

第12条 参加手続き及び参加受理

- 参加料: ¥40,000(全ての部門の競技車両1台につき)
正・副ドライバー2名分の夕食代金・入浴料を含む
- 共済掛金: JMR C共済加入者は当日共済加入を証明する物を必ず携帯する事。
当日受付において共済加入を証明できない場合には、未加入・不携帯を問わず、JMR C四国が管掌する共済に加入しなければ出走できない。
(加入費用 ¥1,000/人)
- サービスクル: ¥1,000(1名につき)...1名分の夕食代金・入浴料を含む
サービスクルの登録をされていない方は表彰式会場には入場できません。
食事の用意の都合上、当日のサービスクルの受付は行いません。
- サービスカー: 無料。ただし積載車や大型の車両などは、競技車両の側近への駐車を制限する
場合がある。
- 必要書類: 参加申込書・車両申告書・誓約書。(中四国地区統一申込用紙)
本競技会に有効な対人賠償任意保険証のコピー。
競技会当日に任意保険に加入する場合には、別紙の車種別保険料を、車検証の
コピーと共に添付する事。
- 参加申込は所定の用紙に必要事項を記入の上、参加料等を添えて郵送または持参して申込み事。
- 誓約書への署名・捺印のない場合は、参加申込の受付は保留される。
- TEL・FAX・メールによる参加予約を受付ける。但し、この予約は受理選考等に影響を
与える事はなく、あくまでも正式受付時(全ての書類や参加料等が事務局に到着した時)を、それぞ
れの判定材料とする。また、参加申込締切日までに正式受付が完了しなかった場合は、予約は
キャンセルしたものとみなす。
- 参加申込締切り以降の参加取り止めに對し、参加料は返還されない。
- 参加申込に対する受理の選考は、以下の優先順位により決定する。
 - 受付期間終了時点で、当該年度中国・四国ラリーシリーズにおいて、ポイントを獲得
している者。
 - 受付期間終了時点で、当該年度中国・四国ラリーシリーズの出走回数の多い者。
 - 参加申込によって申告された過去の公認競技会の成績。
 - 早期割引期間が設定されている場合には、その期間中に受付完了した者。
 - 組織委員会の決定。
- オーガナイザーは参加申込者に対して、その理由を明示することなく参加を拒否する権限を

- 有する。この場合、参加料は事務費1,000円を差し引き返還する。
- 原則として、正式受理を行った参加申込者に対しては、参加受理を通知しない。
参加拒否等で、参加できない申込者に対してのみ連絡する。

第13条 参加申込受付期間・割引対象期間・参加申込先

- 受付期間: 2006年3月26日(日)~2006年4月8日(土)必着
- 申込先: 第4条に記載する大会事務局

第14条 参加申込事項の変更

- 正式参加受理後の乗員の変更は認めない。但し、事由を記した文書が提出され、競技会審査
委員会が認めた場合はこの限りでない。
- 参加部門・クラスの変更を伴う参加車両の変更は一切認めない。部門・クラスの変更を伴わず、
事由を記した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りでない。
- 上記1.2.項共に、変更の申告は当日の受付終了までに行う事。

第15条 参加者の遵守事項

- 参加者は、国内競技規則『ラリー競技会組織に関する規定』に記載される『参加者の遵守事項』
を遵守する事。(以下はその抜粋および追記事項)
- 競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。
 - 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
(特に民家周辺では騒音の低減や、ライトの減光に十分注意する事。)
 - 他車に追従する場合は対向車または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じ
させないように留意すること。
 - 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
 - 競技から離脱する場合(失格などの場合を含む)は、最寄りの競技役員の指示に従うとともに、
直ちにリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡
すること。
 - 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係
添付物を取り除くこと。
 - 競技中の服装は安全に留意した物で、最低長袖長ズボンを着用する事。
(レーシングスーツの着用を強く推奨する。)
 - 安全ベルトは必ず装着し、タイムトライアルを行う場合やオーガナイザーの指示がある場合は、
必ずヘルメットおよび前項に規定する服装を着用すること。
ドライバーは指先まで覆うグローブを着用しなければならない。
ヘルメットは、国内競技車両規則『スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要項』に規定さ
れた物を着用する事。
 - タイムトライアル区間やオーガナイザーの指示がある場合は、運転席及び助手席のサイドウィ
ンドウを必ず閉じて走行する事。
 - コース内の路上に停止している競技車両があり、緊急を要する負傷者がいない場合、他の競技
参加車両はコースを通過するべく最大限の努力を払う事。また、緊急を要する負傷者を発見した
場合、参加者は競技を中断し、この負傷者の救出を最優先に行う義務を負う。
 - 非常用赤色合図灯・非常用三角停止表示板(2枚)・A4サイズで表に緑文字で「OK」、裏に
赤文字で「SOS」が記入された物(2枚)・牽引ロープ・救急用品の携帯を義務付ける。
 - 競技中にコースアウト、スタック等した場合には、後続車及び対向車に対し、三角停止表示板、
赤色信号灯等により合図し、安全対策を行う事を義務付ける。その対処と方法は、JRC Aが
提唱する『S S中の後続車への合図(JRC A申し合わせ事項』に従うものとする。
この行動はオフィシャルが到着するまで続けなければならない。
また、クルーが負傷し医療処置が必要な時や、車両火災が発生した時は、赤色の「SOS」マ
ークを後続車に提示し救助を求めなければならない。
トラブルが発生し車両が動けない状態ではあるものの医療処置などが不要な場合は、緑色の
「OK」マークを少なくとも3台の後続車に提示することが義務付けられる。
 - 赤色の「SOS」マークを提示され、救助を求められたクルーは次の行動をとる事。
また、何の合図もなしに停止している車両を発見した場合も同様の措置をとる事。
 - このマークを提示されたクルーは、競技を中断し救助にあたる義務を負う。
 - 最初のクルー(通常は次ゼッケン)は、トラブルが発生したクルーから状況を聞き、
競技進行方向で最寄りのオフィシャルまたはラジオポイントに状況報告を行う。
 - 2番目以降のクルーは、怪我人の救助や消火活動を行う。

第16条 ゼッケン及び広告

- ゼッケン番号はオーガナイザーが決定する。ゼッケン番号に対しての抗議は一切認めない。
- オーガナイザーが指定したゼッケン番号、広告ステッカー等は指定された位置に貼らなければな

らず、ゼッケンや広告ステッカーのスポンサー名等を隠してはならない。ただし、指定広告ステッカーは、1枚につき、5,000円を納付する事により、貼付義務を免除することができる。

第17条 公式車両検査、再車検及び車両保管

1. 参加車両は、オーガナイザーが指定した場所において公式車両検査を受けなければならない。
2. 公式車両検査は、第10条に記されている車両規則に基づいて行う。
3. スタート前の車両検査は保安面を主として行う。(以下は検査項目の抜粋)
受付時：運転免許証及び競技運転者(競技参加者)許可証(2名分)、自動車検査証、自賠責保険証、ラリーに有効な任意保険証
車両検査時：前照灯、制動灯、番号灯、方向指示器、ワイパー、ホーン、マフラー、排気音、安全ベルト、ヘルメット、消火器、牽引ロープ、非常用三角停止表示板2枚、非常用赤色信号灯、救急薬品、使用タイヤ等
(排気ガスの測定を行い、その数値が規定内にあるか確認する場合がある。)
4. 検査の結果が不相当と判断された箇所については、修正を命ずる。修正を命じられた車両は、公式車両検査終了時刻までに再検査を受けなければならない。再検査の結果が不相当と判断された車輛や、公式車両検査に合格しない車両は出走できない。
5. 修正を命じられたり技術委員長の要求があった場合、参加者の責任において参加車両の修正等を行うものとし、これにかかる費用は参加者が負担するものとする。尚、新型車両での参加者は、登録車両であることを証明できる書類等を必ず所持し技術委員長の要求に応じて提示できる事。
6. 競技中もしくは競技終了後、任意の競技車両について再車検を行う。再車検の場合に必要な工具、部品、人員及び費用は参加者の負担とする。
7. 公式車両検査終了後、競技終了後等に車両保管を行う場合がある。保管中の車両は競技長の許可なくして一切の修理、調整、移動等はできない。

第18条 ドライバーズ・ブリーフィング

ドライバーズ・ブリーフィングには、参加者、もしくはその代理人の出席を義務づける。遅刻や出席しなかった場合の損失については、全て当該参加者が負うものとする。遅刻や出席しなかった参加者に対して、ペナルティを課す場合がある。

第19条 ルート

1. 競技のコース、指示速度及びその他必要な情報はすべてルートブックに記載される。
2. ルートは一般の通行に供される公道及び私道を使用し、オーガナイザーが数回の試走を行い、基準となるものを定める。
3. オーガナイザーは、天候、道路状況等により予告なくルートを変更する場合がある。この場合、競技役員の指示、合図又はオーガナイザーのマークの付いた矢印等の標識で明示する。

第20条 スタート及び再スタート

1. 原則としてゼッケン番号順とし、1分間隔で1台ずつスタートする。
2. 指示書、ルートブック、コントロールシートは遅くともスタート前までに渡される。ただし、公式通知等で別途指示がある場合はこの限りではない。
3. スタート合図後直ちにスタートできない車両は、競技役員によりスタートラインから前方に押し出され、その車両の予定時刻にスタートしたものと扱われる。
4. 自車スタート30秒前までにスタート位置に着けない車両はスタートする事ができない。
5. 再スタート方法は、その細目を指示書や公式通知にて明示する。

第21条 計時

1. 全ての時刻は、NHK又はNTTの時報により校正されたオーガナイザーの時計により、日本標準時で計測する。時計の誤差に対する抗議は一切認めない。
2. 計時は、参加車両の前輪の中心が、計測ラインを通過した瞬間の時刻とする。但し、任意の計測ラインにおいて、予めスタート時刻を指示する場合がある。

第22条 チェックポイント(CP)及びパスコントロール(PC)

1. コース上にチェックポイント(CP)、パスコントロールポイント(PC)、及びブラインドチェックポイント(BCP)を設置する。
2. CP、PCの計測ラインはその路面幅に及ぶものとする。
3. CPの通過方法はドライバーズ・ブリーフィングにて説明する。
4. CPの表示はオーガナイザーのマーク及びCP番号が表示された標識で明示し、原則として進行方向の左側に設置される。またその発見は参加者の義務とする。
5. CPは原則として1号車の通過予定時刻の15分前に開設し、最終スタート車の通過予定時刻の30分後に閉鎖される。但し、全参加車両の通過が確認された場合は、規定時間前でも閉鎖する事がある。また、状況によりCPの開設、閉鎖時刻は繰上げ、繰下げする場合がある。

6. CPに逆進入してはならない。
7. 別途指示書等でCPの進入方法が指定されている場合を除き、CP発見後の時間調節とみなされる減速運転、停止を禁止する。時間調整とみなされる行為を発見した場合は、計測ラインを通過していなくても、通過したのとして計測する場合がある。これに対する抗議は一切認めない。
8. CPに並進進入してはならず、この場合進行方向右側の車両の計測は行わない。
9. 計測ライン通過後速やかに前方へ移動し、後続車が計測ラインを通過する障害にならないようにした後に、安全を確認の上、競技委員よりCPカードを受取る事。
10. CP、PC共に時間計算は秒未満を切捨てて計算する事。
11. PCをコース上に設置し、指示速度を変更する事がある。
12. BCPは一般走行に準じたラリー走行中の非常識な行動(民家密集地における暴走、一旦停止の怠り、警笛の乱用等)に対して任意の地点で競技役員がチェックを行うものであり、これに対する抗議は一切認めない。

第23条 チェックカード(CPカード)

1. CPカードは各CPにおいて、参加車両が計測ラインを通過した時刻を記入し発行する。状況により2枚以上のCPカードを発行する場合がある。
2. CPにおいて参加車両が2台以上並進して計測ラインを通過した場合には、進行方向右側の車両に対しては、CPカードを発行しない。
3. CPカードに関する一切の抗議は、発行を受けた地点の競技役員にその地点で成さなければならない。時間は1分以内としこれに対する抗議は一切認めない。また、競技役員の任務を妨げてはならない。抗議によるタイムロスは、抗議の成否にかかわらず抗議者の責任とし、原則として次のCPまでに取戻すものとする。

第24条 コントロールシート

1. コントロールシートは、ルートブックと共に参加者に配布される。
2. コントロールシートは所定事項を記入の上、オーガナイザーから指定された場所に制限時間内に提出しなければならない。

第25条 指定給油場所(ガスコン)

1. 競技中は、オーガナイザーの定めた給油場所以外での燃料補給を禁止する。
2. 指定給油場所での給油は、特に指示がない限り、全車に満タン給油を義務づける。

第26条 サービス

1. 競技中はオーガナイザーの指定したサービス地点以外での車両整備作業を禁止する。
2. サービス地点の会場内には、下記以外の車両は入場する事ができない。
 - (1) 競技車両
 - (2) 参加申込時に登録されたサービスカー
 - (3) 競技役員用車両
 - (4) オーガナイザーが特に必要と認めた車両
3. 車両整備作業の監督は、技術委員長およびその指名を受けた競技役員が行う。
4. 車両整備作業を行える者は、当該車両の乗員及びオーガナイザーが認めた作業員とする。
5. 車両整備作業の範囲は、タイヤ、灯火類のバルブ、点火プラグ、Vベルトの交換とし、それ以外の整備作業については、技術委員長の許可を得る事。
6. タイヤ交換等の為にジャッキアップする場合、同時にジャッキアップできる車輪は2輪までとする。いかなる方法によっても4輪が同時に地上より離れた状態で作業してはならない。ジャッキアップの際は、リジッドジャッキ(通称ウマ)の使用を強く推奨する。
7. サービスカー及び車両積載車の駐車・移動等については、競技役員の指示に従う事。

第27条 減点

1. スタート、CP、フィニッシュによって分割された区間の実所要時間と標準時間(正解時間)との誤差をその区間の減点とする。
2. 秒計時区間においては、誤差1秒につき1点の減点とする。
3. 分計時区間においては、誤差1分につき10点の減点とする。
4. 特別計時区間(SS)においては、所要時間1秒につき1点の減点とする。
5. 上記の計時区間に以外に、計測単位や減点数の違う区間を設ける場合がある。その際の計測単位や減点数については、公式通知にて明示する。

第28条 その他の減点

1. 参加者が他の参加者に著しく迷惑となる行為をした時、相手方の申告に基づき、競技長がそれを認めた場合、1件につき500点。
2. 走行中シートベルトを装着していなかった場合や、オーガナイザーの指定した場所で、

- ヘルメットを着用していなかった場合、1件につき500点。
- BCP1件につき500点。
- 実所要時間の計算ができない区間は、1区間につき3000点。
- チェックカードの紛失は、1枚につき1000点。
- コントロールシートの計算ミスは、件数に関係なく10点。
- フライングスタートは、1秒につき10点。
- コントロールシートの提出時間制限、サービス時間の制限など、別途指示書や公式通知などで、時間を制限している場合のタイムオーバーは、1分につき10点。
- 受付終了時刻、公式車両検査終了時刻、ドライバーズ・ブリーフィング開始時刻等、オーガナイザーの指定した時刻に遅れた場合、1件につき500点。

第29条 順位決定

第27条、第28条による減点を合計し、その合計が少ない方を上位として決定する。同減点者がある場合には、次の順で上位を決定する。

- SS1の減点が少ない者。SS1が同減点の場合には、SS2、SS3、…の順に繰り下げて比較する。
- 本競技会審査委員会の決定による。

第30条 ペナルティ

以下の行為を競技長が認めた場合は、競技会審査委員会の決定により、参加者にペナルティを与えることができる。

- CPに逆方向から進入した時。
- 交通事故を起こした時。
- 道路交通法に違反し、警察官の取調べを受けた時。
- チェックカードを改竄した時。
- スタート後、参加車両または乗員を変更した時。
- 車輛規則違反が発見された時。
- 競技中オーガナイザーが指定した場所以外でサービスを受けた時。
- 競技中オーガナイザーが指定した給油所(ガスコン)以外で燃料補給を行った時。
- 競技中車体または保安部品を著しく破損した時。
- 自力で走行不可能となり、他車に牽引または搬送された時。
- リタイヤの申告をせずに、競技を離脱した時。
- 走行マナーならびに、競技者としてのマナーが悪いと判断される時。
- 参加者または関係者間で不正行為が行われた時。
- 各諸規則及び本規則に定める事項に違反があった時。
- その他競技役員が指示に従わなかった時。

第31条 抗議・控訴

- 参加者は自己が不当に処遇されていると判断した場合、抗議する権利を有する。
- 抗議は抗議対象となる理由を具体的に記述した文書に抗議料を添え、競技長に提出する。
- 抗議への裁定結果は抗議者に対し口頭で行われる。
- 抗議料はその抗議が成立した場合のみ返還される。
- 抗議の付帯費用はその抗議が成立した場合は抗議対象者、否決した場合は抗議提出者が支払う。
- 参加者は競技会審査委員会の裁定結果に不服な場合は、JAFに控訴することができる。

第32条 抗議提出に関する制限

- CPカードに関する抗議はそのCPで直ちに行い、CP責任者の判定を最終的なものとし、これに対する抗議は受付けない。また、道路状況による交通障害に起因する抗議も受付けない。
- 競技に対する抗議はその参加者の競技終了後30分以内に書面にて提出しなければならない。
- 競技成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に書面にて提出しなければならない。
- 技術委員長の裁定に対する抗議は裁定直後に抗議提出の意志表示を行い、裁定後30分以内に書面にて提出しなければならない。

第33条 棄権勧告および参加中止

競技中各種の事故による死傷者の発生、または車両の損傷等、参加資格において著しい欠損、または競技続行上危険が認められた場合、棄権を勧告、参加を中止させる事がある。

第34条 競技の中断又は打ち切り

- 競技の進行がすべての参加車両に対し不可能または著しい障害となった場合、交通法規違反や交通事故の発生、その他第三者に対する影響等で競技を続行する事が各方面に対し支障を及ぼすと判断された場合、競技会審査委員会の決定により、特定区間の中断または競技の打ち切りを行う。

- 競技の中断又は打ち切りが決定された場合、競技役員より全参加者に対し、確認しやすい方法で、内容及び対策を指示する。
- 競技が打ち切りになった場合の成績は、打ち切り時点までにリタイヤしていない全ての車両が通過した区間までとする。

第35条 損害の補償

参加者及びサービス員は、事故、過失により生じた損害について、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また、JAF、JMRC、オーガナイザー、大会役員及び道路や施設の管理者が、一切の損害補償の責任を免除されている事を承知しなければならない。即ち、大会役員はその役務に最善を尽くす事は勿論であるが、その役務遂行によって万一事故が生じた場合、それに対する一切の補償責任を、JAF、JMRC、オーガナイザー、大会役員、道路管理者、施設管理者は負わない。

第36条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営の細則、及び参加者に対する指示事項は公式通知によって示す。またその示す範囲内において、既に示された指示に優先するものとする。

第37条 賞典

各クラス1～6位、JAFメダル、トロフィー、その他副賞。特別賞他あり。なお賞典は参加台数により制限する事がある。

第38条 権限の委譲

本競技会において、一部の競技役員は、監督役務にある競技役員から、その役務と権限の委譲を受けることができる。

第39条 本規則の解釈

公式通知を含む本規則及び競技に関する規則の解釈について、疑義が生じた場合は、本競技会審査委員会の決定を最終とする。

第40条 練習走行の禁止

本規則の施行日から、開催当日までの期間、高知県土佐郡内および吾川郡内での練習走行を禁止する。練習走行が発覚した場合は、本規則第30条14項により失格とする。

第41条 本特別規則の施行

本特別規則は、本競技会開催日の2ヶ月前に施行される。

四国 の てっぺん D C R ラリー 2 0 0 6 i n 嶺北

大会組織委員会
大会事務局

重 要 な お 知 ら せ

競技ライセンスを再確認して下さい

本年度に有効なライセンスである事を再度確認して下さい。ライセンスの更新をしないまま競技に出場し、後からペナルティを受ける事例が発生しております。当日の受付で、有効なライセンスである事、または更新手続中である事を確認出来ない場合には、例外なく出走できません。

必ず共済に加入して下さい

競技会当日の受付において共済加入を確認します。前もって所属の各JMRCにて加入して下さい。未加入・不携帯を問わず、当日の受付で共済加入を確認できない場合には出走できません。また、当日の受付でもJMRC四国が管掌する共済に加入する事ができます。

燃料『満タン』で集合場所にお越し下さい

最寄のGSで『満タン』にしてから、集合場所までお越し下さい。
集合場所付近や国道194号沿線には、深夜・早朝に営業しているGSはありません。
集合場所から最も近いGS(西条市内)まで、往復約100Km・2時間以上かかります。

他地区より参加の皆様へ

中四国地区のラリー車輛規則では、エアクリナー・マフラーは、ノーマル部品の装着が義務付けられております。当日、出走前車検で修正できない場合には、出走拒否等となりますので御注意下さい。また、ターボ車両のリストリクターの装着義務はありません。

前泊を希望される方へ

競技車両・サービスカー・積載車などの駐車場所については、後日お知らせします。

集合場所到着時には、これに従って駐車して下さい。

『白滝の里』内の30畳程度の和室を朝まで無料開放しております。仮眠室として利用して下さい。

入浴も朝まで可能です。ただし、寝具はありませんので、各自で寝袋・毛布等を準備して下さい。

『木の香温泉』での入浴・宿泊も、通常通り有料にて営業しておりますので、こちらも御利用下さい。

入浴は22時までです。宿泊するには各自で予約が必要です。

(『白滝の里』から『木の香温泉』まで車で30分以上かかります。)

サービス会場において軽食を販売する予定です

地元婦人会の御協力により、サービス会場において軽食類の販売を予定しております。

詳細は未定ですが、昼食にも十分なメニューをお願いしております。

コンビニなどで昼食を用意する予定の方々は、是非こちらも御利用下さい。

技術委員からのお知らせ

下記項目が守られていない為に、出走前車検で不合格や再検査になるケースがよくある様です。

下記項目を再度確認の上、出走前車検を受けて下さい。合格しない場合には、例外なく出走できません。

ヘルメットは、国内競技車両規則『スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要項』に規定されている物を乗員数分、用意して下さい。安全規格等の表示(シール)が剥がれていると、確認できませんので注意して下さい。

安全ベルトの取付位置は、シートレール等への取付は認められていません。既存のベルト取付位置以外に取付ける場合には、国内競技車両規則の安全ベルトに関する指導要領に沿った方法で、取り付けて下さい。

エンジンルーム内のブレーキオイルタンクの蓋やパワステオイルタンクの蓋など、衝突・転倒時に流出の可能性のある箇所については、ガムテープ等で確実にテーピングを実施して下さい。

バッテリータミナルは、(+)(-)両方共に他の部分と接触しない様、ガムテープ等で確実にテーピングを実施して下さい。

また、ターミナルカバーがある場合にはこれも脱落しない様に、テーピングをして下さい。

走行中に車室内の搭載物が動かない様、確実に固定して下さい。

SS情報(予定)

SS1	SS2	SS3	SS4	SS5	SS6	ガス コン	サー ビス	SS7	SS8	SS9
ダート	ダート	ホソー	ダート	ダート	ホソー			ホソー	ホソー	ホソー
4.2Km	5.5Km	1.5Km	4.2Km	5.5Km	1.5Km			2.0Km	3.4Km	2.1Km

ラリー保険料一覧表

補償内容	対人賠償	対物賠償	搭乗者傷害
	無制限	300万円(免責3万円)	200万円

下記以外の車両型式については、事務局までお問い合わせ下さい。

車名	車両型式	全年齢	21歳以上	26歳以上	30歳以上
軽四輪乗用車	全車種	18,150	11,270	8,200	7,690
ランサー	CT9A	40,160	24,920	17,980	16,730
ランサー	CP9A	34,200	21,190	15,380	14,430
ランサー	CN9A	34,200	21,190	15,380	14,430
ランサー	CE9A	31,590	19,560	14,150	13,250
ランサー	CD9A	31,820	19,720	14,280	13,370
ミラージュ	CJ4A	32,360	20,090	14,590	13,660
ミラージュ	CB4A	28,160	17,440	12,700	11,970
ミラージュ	CA4A	31,680	19,620	14,200	13,300
インプレッサ	GDA	31,700	19,590	14,200	13,360
インプレッサ	GDB	36,980	22,960	16,640	15,550
インプレッサ	GD9	30,240	18,700	13,620	12,870
インプレッサ	GC8	37,010	22,940	16,580	15,500
インプレッサ	GF8	27,770	17,170	12,480	11,760
インテグラ	DC5	40,160	24,920	17,980	16,730
インテグラ	DB8	28,010	17,330	12,610	11,890
インテグラ	DC2	37,010	22,940	16,580	15,500
シビック	EK4	34,380	21,310	15,480	14,530
シビック	EK9	32,150	19,950	14,470	13,550
シビック	EG6	34,780	21,570	15,580	14,520
シビック	EP3	29,880	18,510	13,430	12,600
セリカ	ZZT231	33,880	20,980	15,130	14,100
カローラ・スプリンター	AE111	34,050	21,090	15,290	14,350
カローラ・スプリンター	AE101	30,330	18,790	13,630	12,790
カローラ・スプリンター	AE86	24,950	15,470	11,250	10,560
ファミリア	BG8Z	32,770	20,380	14,600	13,450
RX7	FC3S	34,380	21,310	15,480	14,530
ストーリーア	M112S	28,010	17,330	12,610	11,890
マーチ	K11	19,950	12,370	9,010	8,480
マーチ	HK11	21,300	13,210	9,600	9,010

必要書類チェックリスト

エントラント(正ドライバー)氏名			チェック	同封金額
項目			チェック	同封金額
統一参加申込書				
エントリフィー				40,000円
ラリー保険	当日、主催者にて加入	車検証のコピー		
		保険料(別表参照)		円
	参加者にて加入済	保険証のコピー		
JMRC共済	正ドライバー	加入済		(当日確認)
		当日加入		(当日集金・1000円)
	副ドライバー	加入済		(当日確認)
		当日加入		(当日集金・1000円)
サービスクルーエントリー(夕食・入浴・表彰式付き)		1,000円 X 名		円
サービスカー・積載車エントリー		無料 X 台		
前泊希望者		無料 X 名		
同封金額合計				円

領収証 (要・不要)	(宛先)	
	(領収金額)	(但書)

(通信欄)

事務局から緊急に御連絡したい場合に連絡可能な番号を記入して下さい。(自宅・勤務先・携帯電話)

事務局よりの連絡をメールでお送りします。不都合のない範囲でメールアドレスを記入して下さい。

・本用紙に必要事項を記入の上、参加申込書等と共に、送付して下さい。

(記入上の注意事項)

- ・「統一参加申込書」の生年月日の記入は、和暦で記入して下さい。(西暦不可)
- ・表彰式と夕食を兼ねて行いますので、正・副ドライバー以外の方で表彰式に出席を希望される場合は、サービスクルーエントリーをして下さい。準備の都合上、当日の申し込みは出来ません。
- ・添付書類等を別途送付される場合など、連絡事項がありましたら、その旨通信欄に御記入下さい。